

食品安全委員会第 333 回会合議事録

1 . 日時 平成 22 年 5 月 27 日 (木) 14:00 ~ 14:36

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

- (1) 添加物に関する食品健康影響評価指針について
- (2) 食品安全モニターからの報告 (平成 22 年 3 月分) について
- (3) その他

4 . 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 添加物に関する食品健康影響評価指針 (案)

資料 2 食品安全モニターからの報告 (平成 22 年 3 月分) について

6 . 議事内容

小泉委員長 時刻になりましたので、「食品安全委員会（第 333 回会合）」を開催します。本日は 7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 333 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料 1 「『添加物に関する食品健康影響評価指針』について」。

資料 2 「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 3 月分）について」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

(1) 添加物に関する食品健康影響評価指針について

小泉委員長 最初に「添加物に関する食品健康影響評価指針について」です。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。事務局から説明をお願いします。

北條評価課長 資料 1 に基づいて御説明いたします。添加物に関する食品健康影響評価指針でございますが、3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、添加物専門調査会におきまして、ガイドラインについて検討を行っていただきました。

その案につきましては、昨年 10 月 22 日～11 月 20 日まで、国民からの御意見、情報の募集を行っております。幾つか御意見をいただきまして、その御意見につきましては、添加物専門調査会におきまして、検討いただいております。

その御意見でございますが、ガイドラインの 22 ページ後に「御意見・情報の募集結果について」とまとめさせていただいております。11 通の御意見が出ております。内容的には大小さまざまなものがございますが、時間の関係もございまして、主要なものについて御意見の御紹介と専門調査会の回答につき、御説明を申し上げます。

1 ページ目。1 - 1 にございますように「本案と平成 8 年度厚生省ガイドラインとの一本化を検討すべき」という御意見でございます。ここの御指摘にもございますけれども、

今回のガイドラインにつきまして、平成8年に厚生省ガイドラインがまとめておりますが、そのうちの本文と申しましょうか、基本的な考え方について、今回はまとめていただいているところでございます。

一方で平成8年の厚生省ガイドラインで定められております各試験項目の具体的な内容につきましては、本案がまとまった以降、改めて見直しを行いまして、最終的には各試験項目を包含したような内容で食品健康影響評価指針の整備を行う予定としております。

2ページ。1-2「既存添加物の再評価の考え方を示すべき」という御意見でございます。これは既存添加物ということでございますと、見直しが必要であるのではないかとこの趣旨でございます。後ろの方に同様の趣旨の御質問もいただいております。この再評価につきましては、これは基本的にはリスク管理機関、具体的には厚生労働省でございますけれども、そちらの方で検討する内容ということでございますので、この点につきましては厚生労働省の方にお伝えをしたいと考えてございます。

3ページ。1-4「リスク評価に当たっては、添加物の規格も重視すべき」という内容でございます。この添加物の評価要請に当たりましては、基本的にはリスク管理機関の方にも、想定される規格というものもございまして、そういうものを念頭に諮問時に御説明もいただいておりますし、専門調査会におきましてもそのような想定される規格基準みたいなものを踏まえまして、食品健康影響評価が行われているというところでございます。

1-5「毒性試験等の資料の公開を進めるべき」という御意見でございます。この趣旨につきまして、農薬専門調査会における評価品目におきましても、そのような趣旨の御質問をいただいておりますが、改めて御説明いたしますと、原則は提出資料につきまして、公開ということではございますが、公開することにより個人の秘密、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあるものについては非公開とすることとしているということでございます。

4ページ目。1-6「リスク管理機関の策定した規格や使用基準の確認を行うべき」ということでございます。食品安全委員会におきましては、食品安全委員会において行った評価の結果に基づいて、リスク管理機関によって講じられる施策の実施状況を定期的に調査をしているということでございます。年に2回ほど報告を受けて、食品安全委員会において、それを確認しているということでございます。

1-7「食品安全委員会の化学物質系分野全体における評価手法の統一化についても検討すべき」という御指摘でございます。これにつきましては、当委員会の運営計画等におきまして添加物のほか、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについ

て、早期策定を行うということが示されておりまして、現在、農薬等のガイドラインについてもその作業を進めているところでございます。その際には、共通部分につきましては、できるだけ統一的に策定をするということとしているところでございます。

遺伝毒性発がん物質につきまして、何点か御質問をいただいているところでございます。この御質問が1 - 8以降、幾つかございますけれども、むしろ今後とりまとめられる個々の試験法のガイドラインの検討の中で、少し議論をしていただくという内容なども含まれていると考えております。今日はこの辺は省略をさせていただきます。

8 ページ目。1 - 11「評価書には小児の ADI 比を明記すべき」ということでございます。指針案におきましては、妊婦、胎児、乳幼児、小児、高齢者における検討やリスクを考える知見がある場合に必要に応じて行うべきであるとされているということで、特に小児については ADI 比も明記すべきではないかという御意見でございます。

この箇所につきましては、妊婦、胎児、乳幼児、小児、高齢者等について、リスクを考える知見がある場合には、必要に応じて検討を行うこととしているということでございます。特に国際汎用添加物のように、なかなか個別の年齢階層ごとに一日摂取量を推定することが困難な場合もございまして、すべてこの小児の ADI 比について明記するというのは、なかなか難しい点もあるということ添え書きとして記載をさせていただいております。

1 - 13「『リスク判定』のうち、『重篤な毒性』の具体例を示すことが望ましい」ということで、これは若干細かいのでございますが、重篤な毒性について IPCS の例を脚注に記載しているが、食品安全委員会が重篤な毒性として重要視する例を示すべきということでありまして、これは専門調査会としても IPCS の例というものが適切と判断をして、脚注に記しているということでございます。

1 - 14「LOAEL しか求められない毒性試験は適正な試験とはいえない」という御指摘でございます。これは農薬専門調査会もそうでございますし、動物用医薬品専門調査会でもそうでございますけれども、国際的に見まして、NOAEL が取れない場合につきましては、LOAEL を元に ADI の設定が行われているということでございます。制約のある場合につきましては、LOAEL を採用しているということでございます。

10 ページ目。1 - 16「グループ ADI を適用する場合の『グループ』の定義を明確にするべき」という御指摘でございます。御指摘としてはかなり具体的に記載をしるということかと思っておりますけれども、本案の中では構造活性相関があるいくつかの物質、または構造活性相関はないが加算的な生理的・毒性作用を生じ得るなど、同程度の毒性の範囲にあるいくつかの物質を添加物として使用する場合に、グループとして ADI を設定するとし

ているところでございます。

11 ページ目。1 - 17 の再評価につきましては、先ほども御紹介したのと同種でございます。

12 ページ目。1 - 18 はヒトで特徴的に生じる代謝物の同定方法を例示すべきという御指摘でございますが、ヒトで特徴的に生じる代謝物はどう検索し、同定するのか、具体的方法を例示すべきということでございます。市販のヒト代謝酵素を用いた検討等が考えられもののケース・バイ・ケースであり、特定の方法を例示することは必ずしも適切ではないと考えますということでございます。

1 - 19 「試験群における最少動物数を規定すべき」との御指摘でございますが、これにつきましては先ほども申し上げたとおり、今後、個々の試験法ガイドラインにつきましても見直しを行ってまいりますので、その中で検討をしていきたいと考えてございます。

14 ページ以降につきましては、若干細部にわたる御質問でもございますので、この場では説明は省略をさせていただきます。

18 ページの 4 - 1 といたしまして、国際汎用香料については、その特徴に基づいた国際的に整合性の取れた評価方法の採用を検討してほしいという御意見がございました。この国際汎用香料につきましては、現在も厚生労働省におきまして検討が行われておりました当時の評価の考え方を踏襲しまして、評価を行っているところでございます。国際汎用香料とされます 54 物質について、現在は評価を行っているところでございますが、それらが一当たり終わった後の現行評価法の見直しの必要性について検討を行いたいと考えているところでございます。

今日御紹介しなかった御質問等につきましては、今後、個々の試験法ガイドラインの見直しの中でもいただいた御意見なども踏まえまして、検討させていただくこととさせていただきたいと思っております。

その後のページに変更点ということで、何ページかにわたりまして記載がございまして、これは事務局内部におきまして、文言の整備を行ったものでございます。内容として変更があるといったようなものではございませんので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上、いただいた御意見の主たるものを御紹介させていただきました。この御意見に対する回答、先ほど最後の方で申し上げた字句等の整備による修正につきましては、改めて専門調査会の先生方にも御確認をいただいて、本日のような形となっているところでございます。

以上がパブリックコメントの内容とその対応の概略でございます。本日御了解がいただければ、これをガイドラインといたしまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

1つ、3ページに公開の問題が書いてございますが、公開は3年経てば一応公開になるのでしょうか。農薬などはたしかそうだったように思うのですが。

北條評価課長 それは多分議事録におけます発言者名が3年間はいわゆる公開しないような形になっているということでございます。データ自体については、基本的には審議は終了した後に公開をしていくということもございますけれども、その場合には該当する関係者と協議いたしまして、必要があればマスキング等の作業をした上で公開をしているところでございます。

今、農薬の例を先生から御指摘いただきましたけれども、農薬については幹事会終了後にできる範囲の中で、抄録といったものの公開ができるように、今、協議をしているところでございます。

小泉委員長 わかりました。外に何か御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、本委員会として添加物に関する食品健康影響評価指針については、この案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で今後進めることといたします。

(2) 食品安全モニターからの報告(平成22年3月分)について

小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。食品安全モニターからの報告、平成22年3月分についてです。事務局から報告してください。

小野勸告広報課長 それでは、資料2に基づきまして、食品安全モニターからの報告、平成22年3月分について御報告いたします。3月中の件数は、37件ございました。詳細は2ページ目以降に記してございます。

「1. リスクコミュニケーション関係」で、全部で9件いただいております。そのうち6件を2ページ目に記してございます。

「リスクコミュニケーションの必要性について」、どんなものにもリスクがあるという考え方について、教育や啓発が必要だという御意見。

「リスクコミュニケーター講座に参加して」という御意見をいただいております。

「食品安全の考え方を学校教育から」、是非義務教育の中で教えていただきたいという御意見です。

その下が「農薬と化学肥料のリスクコミュニケーションについて」、こういったものについても積極的にメリット、デメリットの両面の公表を期待するということ。

「DVD『気になるメチル水銀』について」、「DVD『気になる農薬』について」という御意見が2件寄せられております。

3ページ目に当委員会からのコメントを記してございます。食品安全委員会ではリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでおり、小中学生向けの情報といたしましては、中学生向けの副読本を作成し、小学生向けにはDVDを作成いたしました。食品安全委員会のホームページでも公開しておりますので、是非御活用ください。

リスクコミュニケーターの育成講座は、21年で終了いたしておりますが、地域からの要請に応じて講師派遣等の対応をしたいと思っており、本件についても力を入れてまいりたいということでございます。

4ページ目。「e-マガジンの更なる活用について」という御意見で、ここに報告されているような食品安全モニターの方の考えや活動内容を掲載できないでしょうかということでございます。メールマガジンにつきましては、先月辺りから新たに読みやすくするよう、順次改訂しているところでございます。モニターからの報告についても記事として今後取り上げたいと思っております。

リスコミで2件の回付案件が来ております。「食の安全フォーラムについて」ということ、「親子料理教室で食品安全委員会の紹介をしたことについて」という報告でございます。

「2. BSE関係」で1件ございました。「BSEに関するわかりやすい広報について」と

いうことで、新聞広告等に BSE の検査を緩和しても安全性に問題はないということを知りやすく掲載してほしいという御意見です。

当委員会のコメントですが、米国産牛肉の輸入条件の見直しにつきましては、リスク管理機関から、条件見直しを念頭に置いたリスク評価が要請された場合には、委員会として最新の科学的知見に基づきまして、客観的かつ中立公正に評価を行うという考えでございます。

これまでの評価結果及びそれに関連する情報につきましては、委員会のホームページに掲載しているところでございます。また、さまざまな機会を通じて、わかりやすく正確な情報の提供に努めたいと思っております。関連するホームページのリンク先については、5 ページ目の真ん中に表示してございます。

「3. 器具・容器包装関係」で1件。「ビスフェノール A の低濃度による生殖系などへの影響報告を受けて」ということで、低濃度暴露による胎児への影響という報告がなされており、これを含めて十分な検証をお願いしますという御意見です。ビスフェノール A につきましては、これまでワーキンググループを設置いたしておりまして、全部で9回の会合を行っているところでございます。低用量における影響につきましても、どのような点に注意して評価すべきかという考え方をとりまとめ、この考え方に基づきまして、できるだけ速やかに評価結果をとりまとめることを目指しているところでございます。

6 ページ目。「4. 化学物質・汚染物質関係」で2件。いずれもトランス脂肪酸の件についてです。日本人の摂取量はまだ少ないが、先を見越した早めの対応をお願いするという、小冊子、季刊誌などにトランス脂肪酸の情報を載せてほしいという御意見でございます。

トランス脂肪酸につきましては、17 年度、18 年度に調査を行い、日本人の一般的な食生活の中ではトランス脂肪酸の摂取量が少ないと考えられますが、脂肪の多い食品の食べ過ぎなどについては注意が必要です。

また、季刊誌でも 12 号、13 号で関連する記事を掲載しており、ホームページでも公開しております。現在、自ら評価の関係では、新開発食品専門調査会において審議が開始されたという状況でございます。これにつきましては、消費者庁からもコメントをいただいております。

8 ページ目。「5. カビ毒・自然毒等関係」で2件。季刊誌『食品安全』の 21 号は今年の初めに出版されたものですが、ここで魚介類の自然毒について紹介した記事を掲載して

おります。それに関して御意見が2件。いずれも貝に蓄積する自然毒、貝毒に関する情報提供が必要ではないかという御意見でございます。

これにつきましては、当委員会、厚生労働省、農林水産省からコメントしており、ホームページ上で注意喚起を行っております。

9ページ目。「6. 食品衛生管理関係」では、全部で6件。1件目が「アニサキス寄生虫による食中毒について」ということで、サバとかサケに寄生する虫について注意が必要ではないかという御意見。

10ページ目。「ノロウイルスの感染予防対策について」。ノロウイルスの予防対策の強化を望みますという御意見です。

その下が「食肉センターにおける衛生管理について」食肉センターの衛生管理の対策をお願いしたいということ。いずれも厚生労働省からコメントをいただいております。

11ページ目。回付の案件ですけれども「HACCPについて」と「料理番組での生肉・生魚の取扱いについて」、手で触った後、きちんと手洗いをしていなかったということで、そこは多くの方が見るテレビなので注意してほしいという御意見。「調理現場での正しい塩素の使い方について」、以上3件いただいております。

「7. 食品表示関係」では、全部で8件いただいております。最初が「小売店内で製造された惣菜の品質表示について」、それについても表示すべきであるという御意見。

12ページ目。「遺伝子組換え食品の表示について」、遺伝子組換えでないを表示することによって、遺伝子組換えでないことが安全であると消費者に誤解されることにならないだろうかという御意見。

「『食塩相当量の表示』について」、ナトリウム量の表示だけでは不十分であるという御意見です。いずれも消費者庁からコメントをいただいております。

13ページ。「食品表示の真正検査について」という御意見で、もっと幅広く多くの検体を真正検査に供すべきというものでございます。消費者庁、農林水産省からコメントをいただいております。

14ページは「精米日の表記について」と「トランス脂肪酸の含有量の表示について」。トランス脂肪酸については表示の義務化の早急の実施を望むということで、いずれも消費者庁からコメントをいただいております。

15ページ。上の方が回付した2件で、「賞味期限の表示」という点について。「学校給食用肉の偽装表示について」という御意見が寄せられております。

「8. その他」ですが、全部で8件いただいております。最初の2件が「こんにゃく入り

ミニカップゼリーの対応について」。上の方が窒息事故全体についても注意喚起をすべきではないでしょうかという御意見。下の方は、リスク評価をした後でも注意して見続けてほしいという御意見でございます。

窒息事故に関しましては、当委員会でもワーキンググループを設けまして、1口当たりの窒息事故の頻度を計算した上で、事故のリスクの比較を行いました。また、窒息事故につきましては、ホームページ上で注意喚起をしているところございまして、食べ物による窒息事故を防ぐための情報、応急措置の関係について掲載しております。

16 ページ目。「輸入食品の安全性について」は厚生労働省からのコメントをいただいております。

17 ページ目。「モニターの役割について」、食品安全モニター活動の積極的に参加してほしいという御意見をいただいております。食品安全モニターは、リスク評価の結果に基づいて講ぜられる施策の実施状況、あるいはリスク評価そのもの、リスクコミュニケーションの取組みなどについて、御意見、御報告をいただくことを目的に470名の方々に依頼しているところでございます。こういった方々を通じまして、地域への情報発信、地域との橋渡しの役割もお願いしており、地域への情報提供についても御協力いただいているところでございます。

18 ページ目。回付の意見として4つ。ノンアルコールビールの缶のデザインについての御意見。

「『食の安全・安心』について」、安全・安心を四字熟語のように使うことが多いが、注意すべきであるということ。

「農産物直売所における安全管理体制について」を2件。併せて4件いただいております。

今回の報告は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

e-マガジンを今度、少し見やすく改善するということですが、モニター会議等で携帯電話で見られないかという話をよく聞くのですが、それについて、何か今後の方向で改善を考えられていますか。

小野勸告広報課長 現在はパソコン向けのメールマガジンとして編集しております。携

帯電話につきましては、システムの変更を今行っておりますので、それが整い次第、準備したいと考えております。現在のパソコン向けのメールマガジンは分量が多いものですから、かなり簡略した形で編集した上で送っていくということになるかと思えます。

小泉委員長 ということは、もう前向きに検討しているということですね。

小野勸告広報課長 はい。準備ができ次第、やろうと思っております。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、外に御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

外に議事はありますでしょうか。

西村総務課長 外はございません。

小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は6月3日木曜日14時から予定しております。

来週6月1日火曜日14時から、農薬専門調査会が公開。引き続きまして、16時15分から農薬専門調査会幹事会が公開で行われます。

2日水曜日13時から、添加物専門調査会が公開でそれぞれ開催される予定になっております。

先週もお知らせしましたが、6月9日水曜日14時から、当委員会の中会議室で欧州委員会のフードチェーン安全局ユニット次長のルイ・カバレイロ・アゼベド博士をお招きいたしまして、「食品分野におけるナノテクノロジーの今 - 欧州の動き - 」に関する委員会主催のセミナーを開催いたします。引き続き参加者の募集を行っておりますので、参加を希望される方は食品安全委員会のホームページあるいは本会場の隣の展示コーナーに用意しております参加の申込方法を御覧いただきまして、御応募いただければと思います。

以上をもちまして、「食品安全委員会（第333回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。